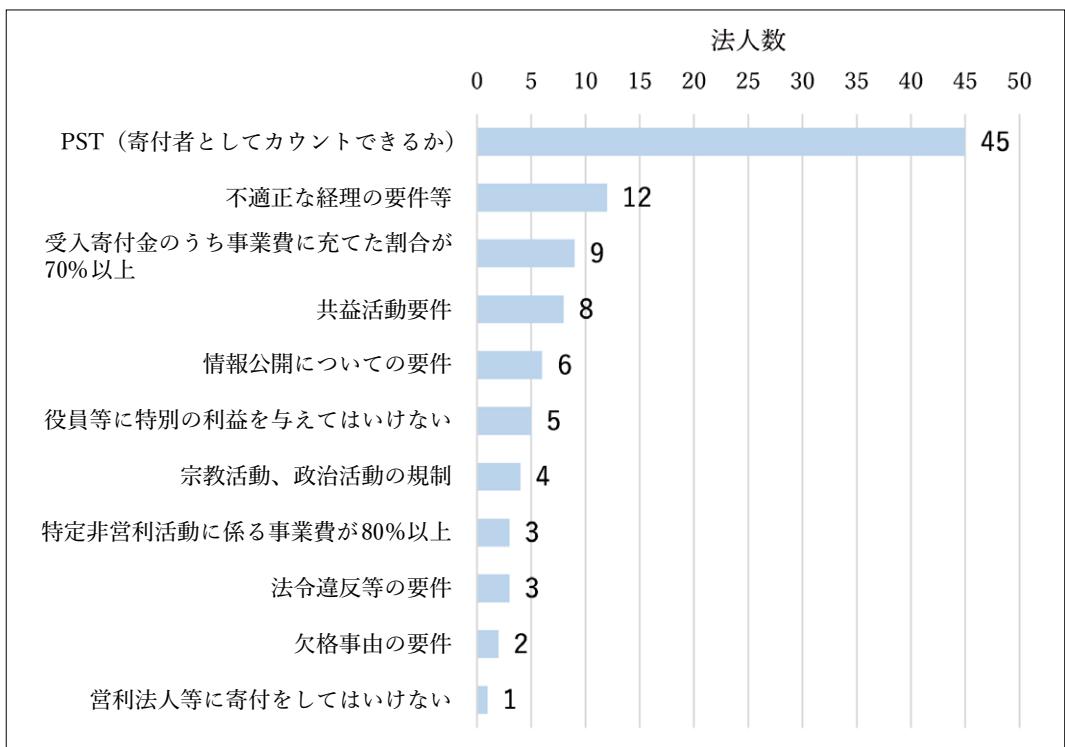


3. 調査項目について

3-①：認認定の調査で、以下の項目のうち、所轄庁と意見が異なった項目についてチェックをしてください。

意見が異なる要件



[該当なし：261法人]

3-①-1：3-①でチェックをした項目について、どのようにして解決したのか教えてください。

1 PST要件 (寄付者としてカウントできるか)

- 事業所のパンフレットで、銀行振り込みでの寄付を依頼していますが、入金されたものが寄付なのかどうか不明だと指摘された。「寄付 氏名」と、記帳してもらうことで今後の課題とした。
- 保護猫活動に関わる費用負担を寄付金とする事に、所轄庁内で判定を得た
- 遡って決算書の修正を行った
- 2-⑪でも言及したとおり、かなりの時間を費やして、当方の解釈について提示した上で議論を行った。当初は持ち帰り事項となつたが、PSTの対象となつた。／議論の争点担つた点を除いても PST は一応クリアしていたので、いいじゃないです的なことも言

われた。／当方の見解の趣旨として、所轄庁のPST寄付者名簿加入要件を、寄付募集段階の寄付募集プロジェクト全体を一体的に見て、任意性がない、対価性があるプランがあるものを寄付から除外するという点にあり、この根拠法令ないし条例などが無く所轄庁として公式に示してもいい点に、認定更新の際の制度運用の濫用があり、寄付文化の促進をミッションにしている法人としては看過できない。また、対価性の定義についても公式見解としてこれを示していない。これを所轄庁の見解として根拠も含めて示すことを強く要望する。当法人の寄付集めについては、直接反対給付のプランを除く、全ての寄付者は寄付者としてPSTの対象として認めることを要望する。

- 寄付者名簿は本名でなくてはならない、と理解していた為、氏名をすべてカタカナで記載してきた日本人はPST対象から外していたが、含めて良いと言われた。こちらに不利益になることではなかったので受け入れた。
- 所轄庁担当者の指導に従った。
- 文言の意味すり合わせした
- 指摘された事案についてはPST対象外として修正した。
- 寄付者名簿に記載していた寄付者数と所轄庁が寄付者としてカウントした寄付者数に相違があったが、所轄庁がどのような基準で寄付者数を精査したのかはわからなかった。認定にあたって上記項目の相違による支障があったわけではなかった。
- 所轄庁の指示通りに名簿作成を行った。
- 双方の話し合いにより解決
- 認定条件に合うように修正した
- 同じ年度に同一人から複数回の寄付があった場合の記入方法の修正を求められたこと。都度指摘された寄付者の部分を修正して対応した。
- オンライン決済が増える中、寄付者一人当たりの手数料を差し引くための計算が不可能であることから、金額をどちらに統一するのか（例：3000円寄付した方から、オンライン決済で複数人分まとめて手数料がひかれた際に、いくら寄付したことにするのか、など。人数や金額に応じて複雑に手数料が決まることから、その手数料を正確に計算して按分することが難しい事情がある）
- 役員からの寄付をカウントしていたため、指摘を受け訂正で解決。
- 現物寄付の寄付額確定について、市場価格の資料を添付して解決した。
- 所轄庁に従って修正をした。
- ふるさと納税を模した仕組みで寄付金に返礼品を付け寄付を募ったが「直接の反対給付」にあたると指摘され、寄付金としての計上を諦めた。
- 所轄庁の指示に従って計算し直した。
- 寄付者のカウントは減らされた（企業からの使途を指定した寄付、連絡先が職場の寄付者）。

- 寄付額の計算が団体への入金日によるものだったため、実績判定期間の寄付額が減少した。相対値基準はそれでもクリアしていたため問題なかったが、やりとりや説明に苦労した。
- 初めての申請で、所轄庁の指示に従いました
- 所轄庁担当者と確認して調整した
- PST上での寄付としないことにしました。
- 証拠書類をとにかく集め、PSTの要件を満たす寄付ということを説明した。その結果、無事に認められた。
- 1年間認定をいただけませんでした。その後に再申請。
- 送られてきた質問票のなかにそれぞれ項目があったので、一つ一つ確認しながら解決していくった。
- 寄付者名簿については、現地調査前に沢山の質問があり、それに回答しました。例えば、同じ住所の寄付者について、違う建物であることを証明したり、端数がある寄付は「匿名含む募金ではないか」という指摘について「支援団体によるバザー売上」であることを一つひとつ説明してご理解いただきました。
- 債券利息分の寄付申込みは、現金主義に基づかないとしてPSTカウント不可。
- 寄付者カウントについて、非該当者を寄付者のカウントから外した。
- 説明を受けて修正。PSTカウントについては事前に予想できたので納得した。
- 寄付者に役員を除くのはまだしも、社員ものぞくのは納得しがたい。又、同一家庭でも、夫婦、子どもそれぞれ寄付をしてもらうのにカウントされないのも、家庭が単位になっているようで…
- 寄付者にお配りした紙媒体を寄付に対する利益供与と取られ、寄付ではないという判定を受けそうになった。→寄付者でなくとも、お世話になった方のご挨拶などでもお配りしていることを説明したところ納得してもらえた。
- 2020年度に2年分まとめて会費を支払った人の賛助会費を2021年度分は前受金で計上したが、2021年度の寄付金にカウントできなかった（私の勉強不足）。
- 賛助会員の住所が丁目が明記あるかないかなど、県名がないものは明記がなくても名簿に入れるなど5年分やり直したりした。
- 寄付金名簿の提出は個人情報の提出に当たるので認められない。

2 不適正な経理の要件

- ①不適正経理をもって取下げを求められた際には、決算報告の補正を行い、審査を再開させた／②不認定処分をうけてから行政不服審査を行い、不認定処分が不当又は違法であったとする、不認定処分の取消の決定をえて、認定にこぎつけた。
- 数百円の重複記帳による期末残高不一致を、不正確な虚偽記載として不合格とされた。

- <指摘事項その1>帳簿5年分の現地確認での指摘／平成31年4月1日付けで、ゆうちょ銀行からの入金通知（振り込み伝票3件）のうち、会員が3月31日付けの振込用紙が1件あった。当会では平成30年度の会費納入として経常収益の受け取り会費としたが、平成31年度の会費納入として経常収益にするべきという指摘を受けた。

<解決策>①平成30年度の活動計算書・貸借対照表・財産目録を修正。会費4,000円を増額。②平成31年度の活動計算書・貸借対照表を修正。会費4,000円の減額。③臨時理事会を開催して、2年度に跨がる決算報告の修正①②を報告。修正を理事会で承認。④総会での承認が必要となるため、4月会報に付録として議案：決算報告の修正について別冊を作成し、会報発送時に同封。全会員に返信葉書またはWEBで書面表決を依頼中。⑤2024年6月2日が総会のため、総会で承認予定。⑥総会での承認後、所轄庁に書類を再提出する予定。

<指摘事項その2>事前の書面確認事項にあり、現地で理事会議事録などを確認。第4表付表2：役員等に対する資産の譲渡等の状況等。／2023年に前年度のHPリニューアル事業で、事務局長が専任して実施したためその報酬として10万円を受け取った。その記載が無かった。また金額の根拠は何なのか。

<解決策>理事会の議事録を確認。書類追記。金額の根拠は10ヶ月くらいの作業期間で1万円／月 理事会での決定による。

- 今後の現預金の扱いを変更すると説明し、了解を得た。
- 会計がほぼ現金出納で件数が少ないので単式簿記のままであったが、今後は複式簿記を導入していく方向で進めるよう強く勧められ、同意した。
- 新たに会計ソフトを導入した。
- 公認会計士の資格を持つ役員を含む役職員から所轄庁担当者に状況を説明し、不適正な経理でないことが理解された。
- 会計関連で所轄庁が「絶対ではないが変更してもらった方が望ましい」という案件に関しては、「もう総会も終わって決算も承認されているので変更できない」として断った（単純な費目間違いなど）
- クレジットカード支払いなど、実態に即した支払い形態の説明。
- 監査法人の監査証明よりも、所轄庁独自の「銀行残高が1円でも合わないとダメ」という法律上の根拠のない基準が優先され、1円の過年度損益修正を翌年計上して対応しました。

3 実績判定期間に受入寄付金のうちに特定非営利活動に係る事業費に充てた割合が70%以上という要件

- 5年間の收支内訳表を作成し、事業費に充てた割合が70%以上となる根拠資料を作成し、提出した。
- 寄付金を管理費に充てられないというルールをしらなかったので、2023年度からは、

代表理事の役員報酬などは実際には事業をしている対価なので、予算書で管理費ではなく事業費に振り分けた。

- 毎月の活動内容を計数的に説明した
- まだ、解決していない・・・
- 送られてきた質問票のなかにそれぞれ項目があったので、一つ一つ確認しながら解決していった
- 第4表次葉で、研修会補助金として計上した金額を委託費として判断されたため、特定非営利活動に充てた金額が70%を下回るため認定更新は承認されない。とのことに対して、委託費ではないことを申し立てる資料を添付し異議申し立てをおこない、認定更新の承認を受けた。
- 寄付70%基準については先述のとおり／（再掲）「委託・補助・助成金の金額一覧」については実績判定期間5年間分の一覧を作成させられた。「寄付を70%以上特定非営利活動に使っているか」の基準に当てはまっているか、のためとのこと。「委託・補助・助成金はまず先にその特定の事業に使うべきものなので、それを全事業費から引いた上でこの基準に当てはまるかどうか検討する」というようなことを言われたが、腑に落ちていない（寄付金を充当している事業の損益を出したがそれでは不十分、とのこと）
今後は特定資産の項目を計上することになった。

4 共益活動要件

- 定款など必要書類を準備し、根気強く説明した。
- 活動の内容、特定層への利益供与ではない旨を、団体代表と顧問税理士、業務担当者が詳細に説明をし、承認を得られた。
- 所轄庁からの修正指示のとおり修正した。
- 毎月の活動内容を計数的に説明した。
- 内閣府と相談された。

5 情報公開についての要件

- 事務室内での書類保管から、法人事務所内で外部者が来訪した場合でも確認できる場所への関係書類の配架。
- 情報公開：内閣府のポータルサイトへの掲載を怠った。掲載されている内容だけでなく、法人からも掲載しなくてはならないということを理解していなかった。至急ログイン手続きをし掲載をした。
- 情報公開について、情報公開の場所について、所轄庁の指示に従った。
- 定款をHP上で公開した方が望ましいとの指摘を受けたため、すぐにHP上で公開対応を行った。

6 役員等に特別の利益を与えてはいけないという要件

- まだ実施調査が終わったばかりで、フィードバックをいただいていないが、土地の売買や賃貸契約について書類の提出を求められたので、そこを問題視されていると思われる。
- 特別の利益：前項にも記載したが、「繁忙期手当」＝賞与について、「法人の業績」と「経営状況」の言葉の違いにより要件を満たさなかった。また、就業規則にも明記がされていなかったので、理由書の提出と就業規則の改定を行った。／法令違反：借入金の契約をしていなかった。また、借入前に総会だけでなく、理事会の承認が必要なのを理解していなかった。銀行融資ではなく代表からの借入金なので、そこまで必要ないと思っていた。
- 設立当時の監事で、いまは辞任されていた方に、デザインお仕事依頼していた件を当時の役員への利益と認識していなかった。
- 講師や利用者から寄付をいただくことも多いため、特別な関係性にならないよう注意があったが、当団体の活動内容や運営形態上は難しいことも理解してもらい、違反にならないよう配慮することとなった。

7 宗教活動、政治活動の規制に関する要件

- 説明書類を作成し、提出した。
- 実施しない。
- 詳細に説明を伺い、指摘に合わせて透明性が担保される形で申請を修正した。

8 実績判定期間に特定非営利活動に係る事業費が80%以上であるという要件

- メールや契約書類を準備した。ただしパソコンを当時から買い換えており、全ての記録を提示するのは難しかった。内部記録に加え、所轄庁から関係団体に直接のヒアリングを行い、認められるに至った。
- 送られてきた質問票のなかにそれぞれ項目があったので、一つ一つ確認しながら解決していく。

9 法令違反等の要件

- 法令違反：借入金の契約をしていなかった。また、借入前に総会だけでなく、理事会の承認が必要なのを理解していなかった。銀行融資ではなく代表からの借入金なので、そこまで必要ないと思っていた。

10 営利を目的とした事業を行う者、規制されている宗教活動、政治活動を行う者等に寄付をしてはいけないという要件

- 当団体の住所地は古くから町内会活動が活発であるため、当該町内会に所属。その町会

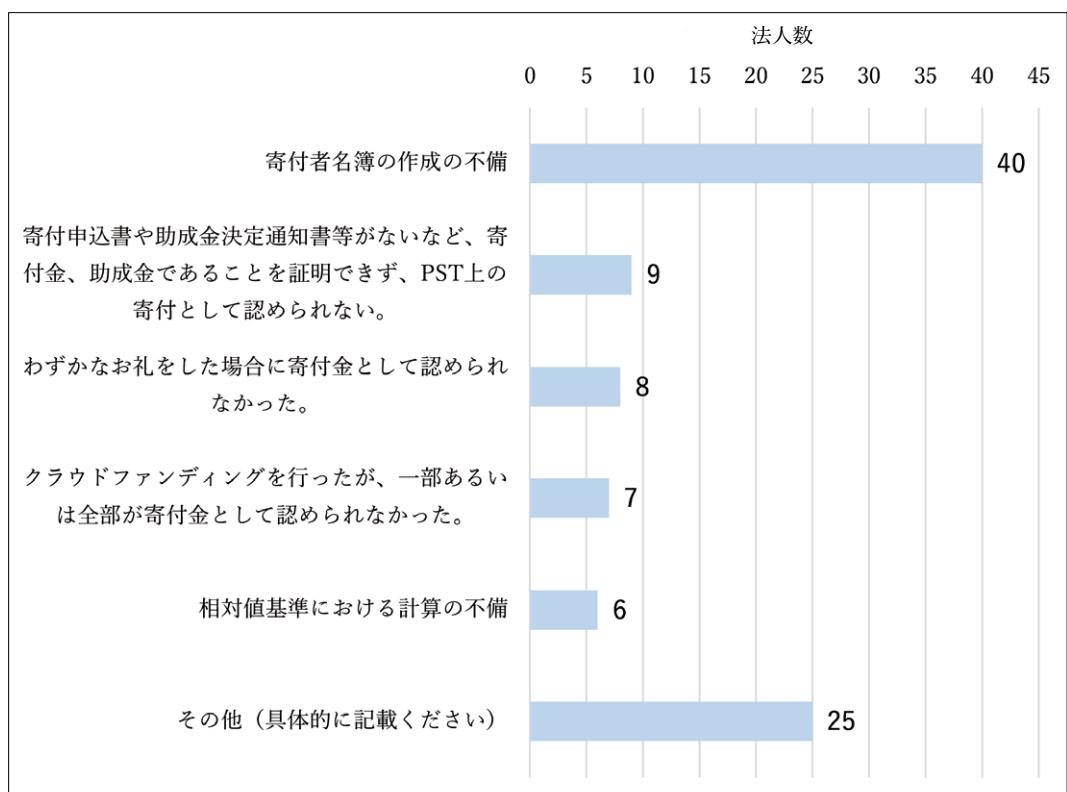
から案内を受けた一回性の奉賛金を、町内会融和の一環として、名目的に少額支出。特定の宗教活動に関与する意図は一切なかったとはいえ、今後はこの点について慎重を期し、地域関係といえども社寺等の宗教活動を行う団体に対しては名目の如何を問わず一切金銭の支払いを行うことはしないことを誓約。

11 その他（上記以外）

- 意見が異なった項目は特にありません。
- 所轄庁に相談しながら書類を作成した
- 理事長の報酬を活動の給料手当に分ける件、を説明し、了解を得た。当NPOでは役員報酬20%、活動費の給料80%に分けている。運営管理的な業務は総会と理事会開催くらいで全体のごく一部。

3-②：パブリックサポートテストについて、どのようなことで所轄庁と意見が異なりましたか？（特例認定NPO法人の方は該当なしを選択してください）

PST意見相違の内容



[議論あるいは意見が異なったことはない：90法人] [該当なし：170法人]

3-②-その他：(具体的に記載ください)

コメントの主なまとめ

- 1 寄付の判定について
- 2 会計処理に関する見解の相違について
- 3 その他（上記以外）

1 寄付の判定について

- 今回は認めるが、今後は寄付申込書を出してもらうよう言われた。
- 寄付者名簿に該当する領収書を5年分、立ち入り調査時にチェックされたのは、時間と税金の無駄だと思った。

（対応）解決はしておらず、その場は耐えたが、次回も同じことが起こっても時間が節約できるように、寄付者名簿に領収書ナンバーを記入することにした。
- 寄付者に送っていた有料の冊子を、ある時から送っていなかったが、そのことを明確に事前に知らせていなかった時期には、期待して寄付をした可能性があり、その寄付者はPST上の寄付として認められないと当初言われました。結局は認められました。

（対応）申請を取り下げないことを所管庁に伝え、対面や電話で話をした結果、認めることが決定したとの連絡を受けました。またそれに伴い、求められた追加の書類も提出しました。
- 理事の内訳、正会員が寄付した時の扱い。

（対応）各文言の意味をすり合わせし、本来の意味通りに整えた。
- 住所がわからない場合、勤務先の場合は住所ではないとしてPST対象外と指摘を受けた。

（対応）指摘に沿って修正した。
- これは、1回目の更新の際ですが、賛助会員の会費について、作業所商品の1割引き購入の対象となる（対価となる）規約を総会で改正し、その終了後に入金された会費を寄付にして処理していたところ、「総会前に入金した人と差があるため、当該年度の1年間は寄付としては処理してはいけないという回答をいただきました。また、細かいことですが、町会主催の神社のお祭りに寄付をした際には特定宗教への寄付となるという指摘がありました。

（対応）賛助会費については指示にしたがい、PSTへの組み入れは翌年度からとしました。町会への寄付については、町会の受領書をお見せし、支払い寄付金の報告について記載を変更しました。
- 現物寄付の寄付額について

（対応）現物寄付の寄付額確定について、市場価格の資料を添付して解決した。
- ゆうちょ銀行の振替口座にインターネットバンキングで寄付金が振り込まれた場合、明

細書に住所が記載され、寄付者が住所変更をしていないと住所不一致と言われた。銀行の普通預金であれば通帳に名前だけしか表示されないので、そこまでチェックされるのはおかしいと思った。

(対応) 寄付者名簿の適用欄にその旨記載し、その書類を再提出した。

●無料の周年イベントを行った際、サポーター向けに広く一般に告知したが、「サポーター」という表現が寄付者向けとみなされて、対価性があると指摘された。

(対応) 寄付者名簿から外した。

●ふるさと納税を模した仕組みで寄付金に返礼品を付け寄付を募ったが「直接の反対給付」にあたると指摘された。

(対応) 寄付金としての計上を諦めた。

●賛助会員の会費をPST上の寄付として計上したが、現金払いの方の会員継続の意思を示す書類がないので認められなかった。

(対応) ギリギリの人数で認定申請をすることができた。それ以降、賛助会員継続申込書を用意して、現金払いの方には毎年記入をお願いしている。

●管理簿と若干、寄付日がずれていた件。

(対応) こちらの管理簿を振込日となる寄付日に修正対応した。

●有志イベントの開催時に「イベント会費？寄付〇円以上」との募集を行ったところ寄付の任意性が問題とされ、寄付金として認められなかった。

(対応) 調査担当者の指摘に従い寄付金から除外して計算した。

●寄付者の意思表示・返礼について。

(対応) 意見が異なるというほどではありませんが、寄付のお願い等の振込用紙に寄付者の「寄付意志」の表示を求められるような内容がありました。こちらの都合で寄付者に対してそれが寄付かどうかを表明させる手間を与えることに非常に疑問をいただきました。また、返礼品については曖昧な部分が多く、ふるさと納税と同等のことを行うとしたら何が問題なのかが理解できませんでした。

2 会計処理に関する見解の相違について

●最終的に助成金と認められたが、事業収益か助成金かの見解が異なった。

(対応) メールや契約書類を準備した。ただしパソコンを当時から買い換えていたため記録が少なく、所轄庁から関係団体に直接のヒアリングを行い、認められるに至った。

●通常翌月入金されるクレジット決済について、金額が少ない場合に翌々月以降にまとめて入金となるシステムがあるが、実際に入金があった日付でとのことだった。

(対応) 所轄庁の指示通りに名簿作成を行った。

●オンライン決済にかかる計算方法や基準が明確でないため、現代の寄付事情に対応しきれていないという議論になった。

(対応) 今回は金額・人数共に基準を満たしていたことから、今回はとりあえず人数で判断するように指示があった。

● 対象期間以前にもらった遺贈金の特定資産としての運用

(対応) 再提出

● 仕訳の間違いが見つかり、過年度修正したいと主張したが、二年分遡って修正し臨時総会をして承認するように言われた。

(対応) 仕方がないため言われた通り、過去2年度分の決算の修正をし、臨時総会で承認した。小規模団体で、修正も数百円であり、課税事業者でもないため問題ないのだろうが、遡って修正することには納得がいかなかった。

● 仮想通貨の取り扱いについて

(対応) 仮想通貨の寄付の受け入れを停止し、実績判定期間に含まれないよう申請時期を調整。

● 財産目録に、期末直前に作成した口座の記入漏れがあった。

(対応) 入出金をすべて確認してもらい、不正・故意でないことを確かめたうえで財産目録の作成ミスとして処理していただき、再提出して解決。

3 その他（上記以外）

● 講師へのお中元が特別な関係として指摘があった。

● 事前相談で問題になりそうな点を解消した。

● 活動報告書において、2期連続の赤字だったら、認定できないと言われた。認定を取るために相談をNPO法人設立時より相談していたのにも関わらず、認定書類を提出時に初めて言われた。

(対応) クラウドファンディングを実施し、黒字にした。そして、収益事業をスタートさせた。

3-②-1: 3-②でチェックをした項目について、どのようにして解決したのか教えてください。

チェック項目一覧

- 1 寄付者名簿の作成の不備
- 2 わざかなお礼をした場合に寄付金として認められなかつた。
- 3 相対値基準における計算の不備
- 4 クラウドファンディングを行つたが、一部あるいは全部が寄付金として認められ

なかつた。

- 5 寄付申込書や助成金決定通知書等がないなど、寄付金、助成金であることを証明できず、PST上の寄付として認められない。
- 6 その他（上記以外）

1 寄付者名簿の作成の不備

- 記載誤りなどを指摘に従い、修正した。
- インターネットによる寄付の場合、仲介業者が介入している。寄付者名簿等、詳細が課題となった。整理して回答した。
- 寄付者名簿には、寄付日と寄付金額を一人一人記載していたが、経理計上の際、同日に数名の方から入金された寄付金は、一括で計上していて、名簿と帳簿が一致しないという点を指摘された。今後の指導についてはまだ所轄庁から連絡が来ていない。
- 現地確認の際、ある月の寄付者名簿のうち、Kさんの寄付金額が10,000円と6,000円が混在している。総合計はあってるため、再度確認するようにという指摘があった。名字のみでの指摘だったが、該当月は病気当事者のKさん名義で寄付金6,000円、その後同じ名字の奥様からKさんが亡くなられた後で10,000円の寄付を手紙と共にいただいたため、両方正しかった。現地確認時は、時間もなく会計担当者が登録ミスかと思いパニックになってしまった。所轄庁担当者が帰った後、再度帳簿と照らし合わせて確認し、メールで報告した。修正なし。指摘事項についてはフルネームでの確認を行うべき。
- 漢字の誤り等の修正
- 会計で打ち込んでいる帳簿では照らし合わせが難しかったのか、所轄庁からの指示に合わせて寄付者名簿を作り直した。
- 寄付金として扱うべきものが入っていなかったので、遡って決算書の修正を行った
- 所轄庁の指摘箇所を修正し、次回実地調査時に修正確認を受けた。
- 寄付者名簿作成しなおした
- 双方の話し合いにより解決
- 報告会などの寄付BOXの寄付→寄付としてみなさず削除
- 不特定多数の寄付者の認定要件の説明
- 同じ年度に同一人から複数回の寄付があった場合の記入方法の修正を求められたこと。
- 都度指摘された寄付者の部分を修正して対応した。
- 作成し直して提出
- 役員の名前を寄付者名簿に記入しており、訂正して解決した。
- 同一住所の別生計が認められなかった。事前に説明があり PSTを満たしていれば却下、微妙な場合精査との説明があり。当方でも名寄せの過程で見つかったもので予想がつい

たので影響は無し。

- 寄付申込書のない個人の寄付はすべてPSTから除外した。
- 実際は100名をかなり超過しているので未解決ではないが、社員を除くということは未解決事項です。
- 事務処理方法を変更して寄付者名簿と領収書を照合しやすくする。
- 賛助会費を寄付金として計上しているが、正会員と賛助会員の管理が混同したケースがあり、正会費と寄付金に差異が生じた。 現地調査の前段で誤差について判明したため、訂正資料を事前に送付して現地調査に臨んだ。
- 領収書不要の方には領収書を渡していないので、領収書控えがなく、確認してもらうのが大変でした。不要の方に渡さなくても、保存するようにしています。
- 確認後、訂正したものを再提出
- 再提出
- 明らかに職場（法律事務所等）を住所として寄付した寄付者はパブリックサポートテスト対象から外しました
- 所轄庁の指示に従って修正した。
- 両者で協議した結果、意見を合わせた。
- 会員は継続の場合、住所や継続の意思を振込金で確認していたが、明確に書面等でやりとりするよう指導をうけて、以後そうしている。
- 最終的にはクリアした
- 指摘があった通りに修正
- 住所の記載を修正
- 単純な間違いであったので指摘された箇所を訂正した。
- 所轄庁の指示に従って修正した
- 名簿は提出せよと押しきられた。

2 わずかなお礼をした場合に寄付金として認められなかった。

- 直近の更新より前の認定においての事例。ある時期から一部の寄付コースにおいて粗品（非売品グッズ）を進呈していたが、判定を受け止めて対処。団体案内リーフレットからコースにその粗品進呈記載を削除、粗品の進呈廃止を理事会にあげて可決、お知らせを会報に同封し近年寄付等実績のあった方々すべてにその廃止を告知、それらの対処を終えて迎えた新年度から、当該寄付コースも対価性疑い無し寄付として処理。
- 所轄庁の指示に従って計算し直した。
- 名簿や認定に係る数字から除くことで解決した。

3 相対値基準における計算の不備

- 実地調査と事前のメールでのやりとりで、計算に含むもの含めないものを再整理して計算しなおしました。
- 考えかたの違いを説明した。

4 クラウドファンディングを行ったが、一部あるいは全部が寄付金として認められなかつた。

- 今後の更新申請のための事前質問に対し、入場無料のコンサート案内を差し上げる賛助会員に登録することも対価と見做すとの所轄庁窓口の回答に困惑、クラウドの返礼品になにもない旨のコメント追加。
- 謙歩
- 証明できるところは、ウェブ上の寄付募集のデータなど、過去の記録をとにかく集め、対価性がないものだと証明した。それでも一部寄付についてはPSTを満たす寄付として算入させてもらえなかつた。

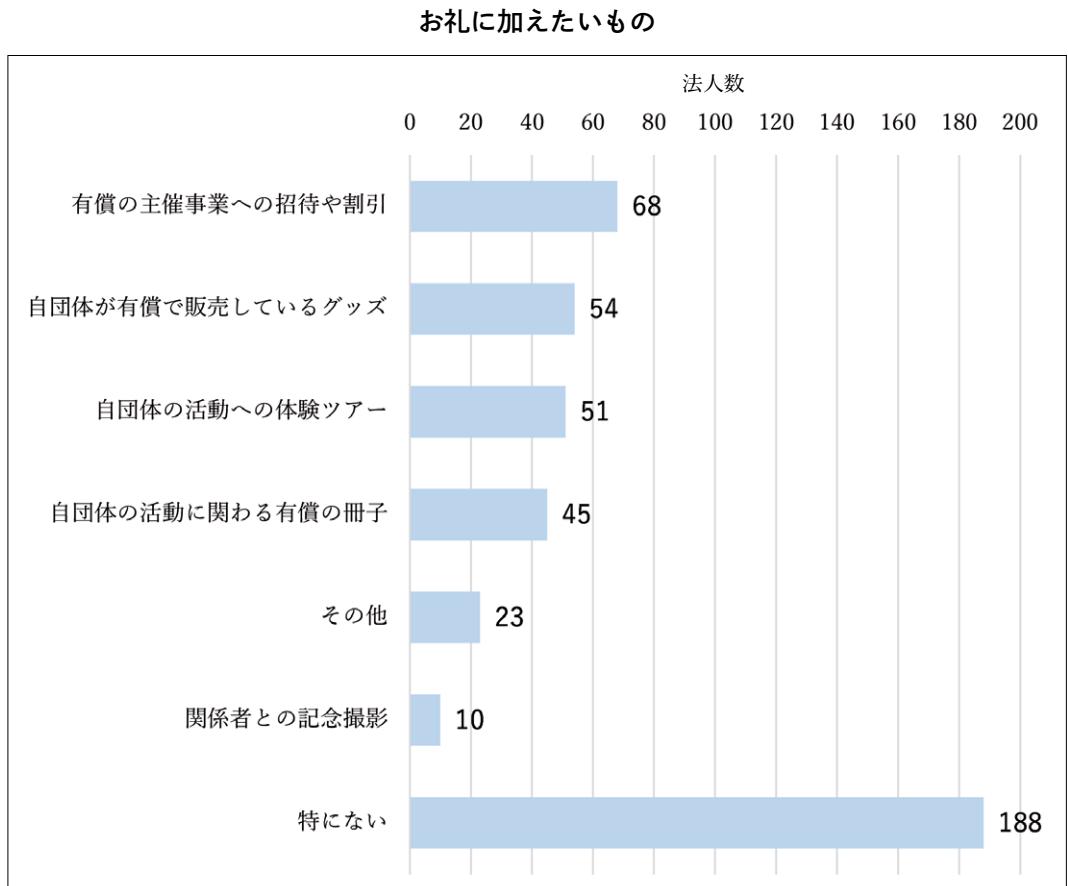
5 寄付申込書や助成金決定通知書等がないなど、寄付金、助成金であることを証明できず、PST上の寄付として認められない。

- 寄付金総額から除外した。
- PST上の寄付としないことにしました。
- 広告（表示）を出せない等、対象者に丁寧な説明をした。
- 判断自体に特に異議はありませんでしたが、この運用は、寄付者の利便性をやや損なつていると思います。

6 その他（上記以外）

- 所轄庁担当者の指導に従った。
- 疑問点は所轄庁担当者に相談すると対応策を提示してくれた。
- 確認のみで意見の相違などはありませんでした。
- 理事長の報酬を活動の給料手当に分ける件、を説明し、了解を得た。当NPOでは役員報酬20%、活動費の給料80%に分けている。運営管理的な業務は総会と理事会開催くらいで全体のごく一部。

3-③：可能であれば、寄付者へのお礼に加えたいと考えているものはありますか？



3-③ 上記グラフの「その他」の回答

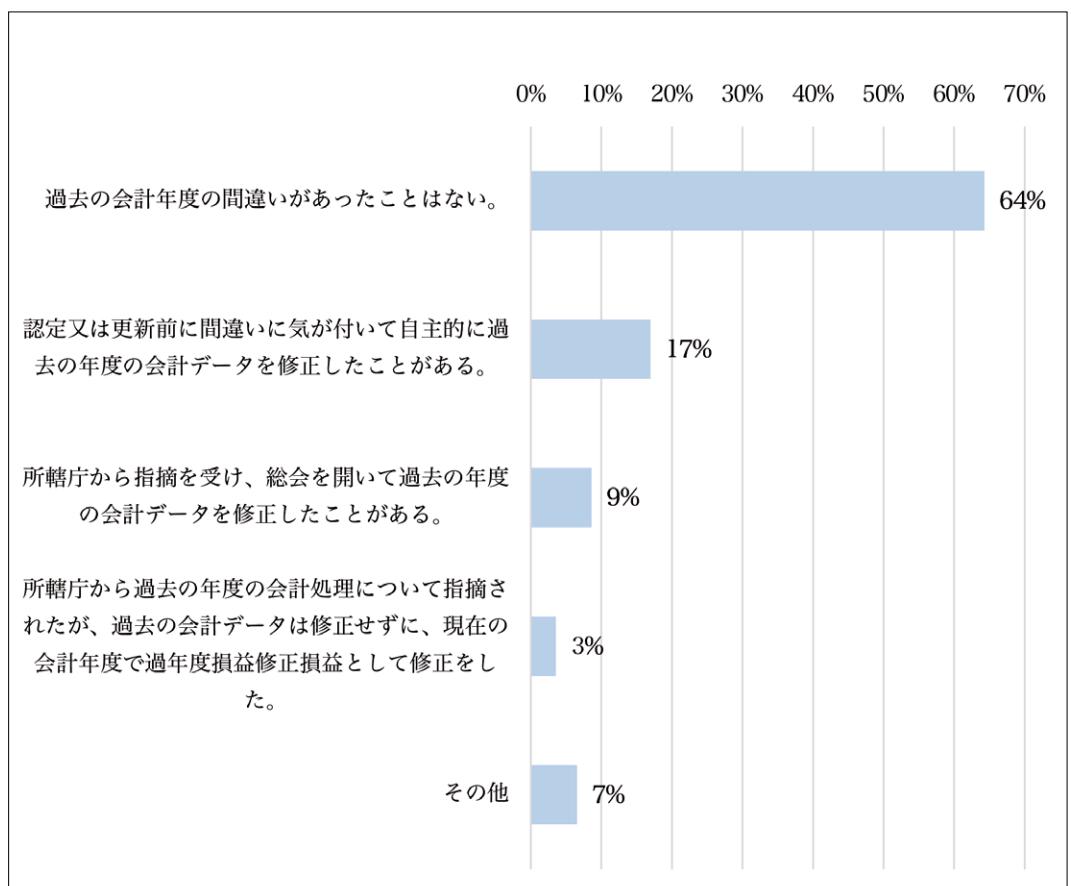
返礼品としては、手作りの品、お礼状、エコバッグ、チャリティグッズ、ニュースレター、カレンダーなど法人の事業活動に関連するものが多いようです。一方、返礼品について、どこまでが許容されるのかが不明確であるとの声もあります。

- 自団体で制作しているカレンダー
- 自団体が有償で販売しているNPO向けのブックレット
- 子どもたちの思いが届けられるもの
- 交流会への参加など
- 活動している国の特産品など
- 特産品
- 地場産品

- 手作りの返礼品
- チャリティグッズ
- 協賛企業の商品
- エコバックなど、販売はしないが、ノベルティ的なグッズを渡す事
- SNSでの交流の場の提供など
- お礼状
- 広報誌の送付
- 活動報告書やニュースレター
- ふるさと納税並みの返礼品（ジョークです）
- 「ふるさと納税」制度と同等の対価性のある返礼品、もしくは、同制度も全く返礼品は無しにする。

3-④：過年度において、会計データの修正について教えてください。

過年度の修正



3-④ 左記グラフの「その他」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 軽微な会計処理で指導を受けた事例
- 2 自主的に会計処理を修正した事例
- 3 指摘後、修正して対応した事例
- 4 その他（上記以外）

1 軽微な会計処理で指導を受けた事例

- 休眠口座の預金残高違い（過年度の残高証明書発行手数料の帳簿記載漏れ）を指摘されたが、軽微な誤差の為特に修正指示はなかった。
- 会計処理の誤りを指摘されたことはあるが、修正までには至らなかった。
- 入力ミス
- 過去のデータに間違えがあり、所轄庁に指摘は受けたが指導を受けるにとどまった。
- 会計の修正には至らなかったが、所轄庁からいくつかの指摘があり、説明をした。
- 総額に間違いではなく、単純な費目違いだったため、修正はしなかった。
- 勘定科目の誤謬や期ずれを発見したが、軽微なものであったため会計書類の修正は行わず調査担当者に内容説明した。

2 自主的に会計処理を修正した事例

- 専門家（会計）に決算をみてもらった際に会計処理の考え方と相違があり、会計データは修正せず過年度損益修正損益として修正しました。
- 所轄庁からの指摘ではなく、自団体で間違いに気づき、過年度損益修正損益で修正したことがある。
- 会計について所轄庁より指摘は無かった。会費の前受け処理を忘れたことがあり、入金ベースで翌年に処理したことがあったが、担当税理士の指導のもと、過年度修正損益は使わずそのままにした。
- 前期損益修正損益を修正していたので、問題ないと言われた。
- 所轄庁から指摘は無かったが、過年度のデータは修正せずに過年度損益修正損益として修正した。

3 指摘後、修正して対応した事例

- 認定取得後の事業年度で決算修正を実施したことがあるが、所轄庁からの指摘で修正したのではなく、自団体で誤りを発見して修正したもの。所轄庁にはその後、修正した内容で再度資料を提出。

- 認定更新の際に過去の年度の会計処理について指摘があり、理事会にて承認を得て、総会で報告（予定）を行った。
- 今年度総会で修正する。
- 所轄の指導で、総会を開くことなく、不備を修正した。

4 その他（上記以外）

- 一部、税法上の収益事業判定を受け、税務署申告書類においてのみ追加の非収益・収益区分諸表作成。
- 出力のタイミングを間違えて、決算書と元帳が一部一致しなかったが、元帳を出すタイミングが早すぎただけなので、特段何もしなかった。
- 過去には修正があったと聞いているが、現在の担当者が把握できていない。直近の5年ほどはない。
- 自分の在任中には修正はなかったが、以前の修正については不明。
- 会計についての指摘を受けて何らかの対応をしたことは覚えていますが、具体的に何かは思い出せないです。

3-⑤：認定の調査について、疑問に思ったことや所轄庁に望むことなど、コメントがあればお願いします。

コメントの主なまとめ

- 1 認定と更新手続きの簡素化と見直しを望む意見
- 2 所轄庁への感謝
- 3 所轄庁の担当者への意見
- 4 紙の審査書類準備の負担についての意見
- 5 調査内容の開示についての意見
- 6 専門家など相談する先が欲しい
- 7 その他（上記以外）

1 認定と更新手続きの簡素化と見直しを望む意見

- 介護保険や医療保険の事業が、委託事業扱いとなってしまい、寄付充当対象になるのがサービス事業の赤字部分だけであるという点。事業費の内、人件費や固定費の内一定割合が寄付充当が可能になるような指針を新たに設けてもらいたい。
- 少数精鋭で活動を行っている法人にとって、認定5年後の認定更新は、新規の認定を獲得する以上の労力がかかり非常に負担だった。新規認定には3年の実績が求められるが、

認定取得後に運営実績を経て受ける認定更新は5年間の実績が必要になる。実績のある認定団体の更新事務はもっと簡易的な形式にしないと、既存の認定団体はもちろん、新規で認定を目指す団体のモチベーションを著しく低下し、結果的に国内のNPO活動促進や寄付を通した経済・社会活性を果たせなくなることを強く危惧する。

- (認定調査そのものではないが) 条例指定の更新にあたって、時間をおいて数回にわたって質問や指摘を受けて対応しなくてはならないことがあり、時間と手間を要した。
- 更新期間の延長・書類作成の簡略化
- 認定の申請書類の記載がわかりにくく感じたので、もう少しわかりやすい様式やガイドがあった方が良いのではと感じた。
- とても親切丁寧にご指導いただいているが、更新までの期間が長かった。
- 所轄庁から実地調査時に確認する資料を事前に連絡してもらっていたが、実地調査時に調査者の人が確認していた書類は一部だけだったので、閲覧する予定のある書類をある程度絞ってもらいたい。当法人は基本的にフルリモートで電子データだけで保存している書類もあるため（契約書等）、印刷する手間がかかった。
- 不正、違法がないが、些細なミスなどがあった場合、そのミスの修正をすればいいだけのことであり、それを認めるようにすべきだと感じます。また、そもそも、取り組む事業の実績、効果などを前提に評価すべきであると思います。
- 認定の手続きを簡素化してほしい。
- 書類の様式がわかりにくく感じました
- 最初の認定だったので、所轄庁に何度も相談に行って、申請書類を準備した。2事業年度分の資料だったので、当日もスムーズに進んだ。総会や理事会の議事録の記載の方法について改善依頼を受けたが、すぐに回答したので、予定より早く認定をもらえた。再申請は5年分となるため不安である。
- 手続き、書類の簡略化を望んでおります。
- 申請から認定までもう少し早くしてくれると嬉しい。
- 認定更新申請書類を提出してから現地調査までが長すぎる。また、現地調査から認定承認までも時間がかかりすぎると思う。
- せめて更新についてはもう少し簡単にできると助かります。
- できる限り簡素化してほしいです
- 更新が来年に迫っていますが、かなり複雑そうです。もう少し分かりやすくなるといいなと思います。
- 全く初めての申請で、有給職員もいないままの申請だったので、認められるかどうかわからず不安でした。認定まで長期間かかったので、もうすこし短くしてほしいです。また、事前相談のときに、どのような調査をするかもうすこし詳しく教えてほしかったです。
- 所轄庁の担当者が認定NPO法人の申請・更新手続きについて、必ずしも詳しくないこ

とがある。行政職員は異動も多く、担当課の人数も少ないので致し方ない点もあるが、それならば手続きや申請書類をもっと簡素にした方が、申請する側も手続きする側も負担が減るし、無駄なやり取りが減るのではないか。

- 早く処理してほしい。忘れた頃に来る。
- 調査のチェック項目を詳細に事前に伝えていただきたいです。
- オンラインでの会議や、事前のやり取りをすることで、実地調査当日の負担が軽くなると良い。
- 当日用意しなければならない書類が多いので担当者の負担が大きい。もっと簡素化してほしい。
- 簡素化
- ある程度は専門知識のある方がいないと、目的も意味も無い作業を強いられ、時間もお金も無駄になるので本当に勘弁してほしいです。

2 所轄庁への感謝

- 丁寧に電話、メール等で事前に問題になりそうな点を指摘して頂いた。質問に対して真摯にご対応を頂いているので、とてもありがたかったです。
- 今回は所轄庁の方々が的確な回答をしてくださったので、スムーズに進めていくことができました。
- コロナ過での認定更新であったため、当方の資料作成にも時間を要し、所轄庁の担当者もご苦労があったことと思います。
- 更新時期にかかわらず、所轄庁に相談させていただきながら、適切な法人運営を心掛けています。今後も時宜に応じたコミュニケーションを継続したいと思います。
- とても丁寧に調査くださったことで、今後の管理方法が明確になりました。ありがとうございました。
- 特に疑問等はない。しっかり調査してもらえるので、自信を持って事務を進めができるとともに、対外的信用にもつながっていると考えている。
- 所轄庁担当の方から、ご理解やご指導を頂いております。今後ともよろしくお願い致します。
- 特になし。所轄庁は丁寧に対応してくれます。
- NPO関係に限らず色々な役所の部署と関わることがありますが、当市において、NPO関係部署は非常に協力的で驚かされます。指導や監査といったような立場になるようなことは全くなく、また書類だけでなく法人の実情や活動の聞き取りを踏まえた上で一緒に進めてくれるという印象を受けます。また認定を取りたいと思っているNPOに対して色々な形でのフォローアップを行っています。どのような分野でも所轄庁がこのような働きをしてくれれば発展する法人や事業者は多いように感じます。

- 丁寧な調査から認定NPO法人としての視点を得ることができた。

3 所轄庁の担当者への意見

- 所轄庁担当者の裁量の範囲があまりに大き過ぎる。担当者により異なるというのは、多少の範囲が許容されるものであって、5年に一度の更新作業負荷が大きく異なるというのは違和感がある。
- 保護猫活動自体の現場作業の理解合意を得るのに時間を要した。
- 拒否しましたが、領収書を寄付者別にまとめるようにと言われたり、当日に前述の通り、寄付者の領収書を全部チェックされたり、賃金台帳を5年分チェックされようとして、無意味だとは思ったけれど、チェックされるならなさったらと思ったけれど、5時までに終わらなくて、1年分のチェックだけで帰られたりと、全体に所轄庁の都合がよいように、所轄庁が認定のチェックをしましたと言えるようにと、作業されているように感じました。そのために費やした時間がもったいなかったです。また、経理の基本もご存じない方に、元帳の見方から説明しなければならないのは、とてもストレスでした。
- 所轄庁の担当者によって意見が違う（許容する程度が違う）ケースもあるため、電話（口頭）だけでなく、書面にて質問・確認させてもらえるとありがたい。
- 所轄庁に望むことは（認定申請とは直接関係はないのですが）、現地調査は、所轄庁の担当者がNPO法人の事務所を訪問する数少ない機会であるでしょうから、当法人の日頃の活動などについても聞き取りや情報交換をする時間を設けてもいいように考えています。
- 2023年度の更新にあたり、2回目ということもあってこちらも準備はある程度出来たと思っています。実際担当官から、1回目の更新と比較すると見違えたという評価をいただきました。ひとつ指摘できるとすると、人間がやっていることなので、ある程度は仕方ないとは思いますが、調査チームによって雰囲気や厳しさのレベルが違うことがままあります。基本的には「きちんと運営されているところは後押ししたい」という姿勢が感じられるので、ありがたいとは思いますが、さらに、NPOの活動意義や情熱をしっかり感じてバックアップをしていただきたいと心から願います。
- もっと法令を勉強してから来てほしい。
- 都度、バラバラと指摘を受けたが、纏めて頂きたい。
- 次回の調査までにほぼ全担当者が異動となります。指導内容がぶれないよう記録を確実に残してほしいと思います。
- 当日の調査に来た職員が会計の知識がなく、当法人の顧問税理士と意見の食い違いがありました。調査に来る方は知識のある方に聞いていただきたいです。
- 監査に来る職員さんの勉強不足、また以前のやりとりなどの情報共有不足を毎年感じる。
- 認定NPOの申請件数が少ない所轄庁で、あまり知見がないようで内閣府への確認が多

かった。

- 担当者が5年経つと変わっていて、その度に、微妙に判断が違うこともあり、5年前と同様にしていたことが通用しないなどがある。少なくとも更新の2回くらいは同じ担当者とすることを希望します。また、寄付していること、ボランティアしていることを他者に告げることを認めないとしている方もおり、ボランティアから離れて行ったかたもある。貴重なボランティアメンバーの減少は厳しい。
- 判っている専門職の方は1人でアトはわからない方がついてきて細かいことを色々と言う事が煩わしい。
- 丁寧に電話、メール等で事前に問題になりそうな点を指摘して頂いた。質問に対して真摯にご対応を頂いているので、とてもありがたかった。
- 2-⑪に書いた件だったが、所轄庁の職員の態度が悪かったため、各方面へクレームを言ったところ、その後の担当課の態度が変わった。NPOの認証制度についての理解を深めるよう伝えた。「お上」がチェックする、という態度で接することのないよう、あくまでもフラットな関係性で接するよう今後も指摘していきたい。
- 社会貢献を主目的としての活動であり、限られた人材、予算で運営しており、認定制度はこの活動を支援するための制度と考えられるため、温かな指導をお願いしたい。
- オンライン決済手数料等への対応、クラファン等での匿名寄付者を寄付者に含められる基準等の新設。
- 活動に参加する際の旅費交通費含む寄付金について、旅費交通費は寄付ではないという判断のようだが、ボランティア活動に参加するための費用はそれも寄付ではないかと思うがいかがでしょうか。
- 正会員、賛助会員の退会について、退会届書が揃っていないことを指摘された。しかし、定款「会員の資格の喪失」に、「会費を滞納し、催告を受けても当該事業年度の末日までに納入しないとき」という規定をおいてるので、自動退会になり、その場合の退会届は必要ではないと考えている。
- 見解の相違についても調査担当者は丁寧にご説明くださり感謝しております。国等からの受託収入はともかく民間からの受託収入の全額を事業費から除外すべき根拠については疑問に感じております。
- 過去の会計書類の修正は、総会を開いて、所轄に提出済のものなのに修正を求められて困惑した。実地調査が、10時から16時、4日間に渡って実施され、大変負担だった。

4　紙の審査書類準備の負担についての意見

- コロナ過での認定更新であったため、当方の資料作成にも時間を要し、所轄庁の担当者もご苦労があったこと思います。
- 寄付者名簿をコピーして持っていかれた。個人情報もあるので、用が済んだら返却し

てほしい。

- 書面チェックが現行スタイルだが、電子データでの保存が主流になりつつあるので、チェック体制もデジタル化してもらえると嬉しい。
- PCデータとして保存するのが主流となってきているところに調査の際にほとんどの書類を印刷してみてもらうのはSDGsの観点からみても変えていただきたいと思います。
- 所轄庁から実地調査時に確認する資料を事前に連絡してもらっていたが、実地調査時に調査者の人が確認していた書類は一部だけだったので、閲覧する予定のある書類がある程度絞ってもらいたい。当法人は基本的にフルリモートで電子データだけで保存している書類もあるため（契約書等）、印刷する手間がかかった。
- 名簿の提出については、エクセルで対応してもらいたい
- デジタル化が進んでいるので、以前からの書面による調査を前提としていることを変更していってほしい。
- すべて紙ベースで確認することをどこまで続けるのか？ 今後デジタル化が進んでいくので、検討してもらいたい。
- 書類に不備があり再提出する際は、郵送前にデータで受取、確認してほしい。
- 寄付者名簿が政治的に悪用されないか懸念がある。名簿の扱いについて、寄付者に安心してもらえる広報をしてほしい。保管書類のデジタル化に今後対応するのだろうか。
- 前回の更新時は、PDFで受け取った請求書や、郵便払込取扱票など全て印刷して保管していたので、実地調査時にファイリングしたものを確認していただいたが、電子帳票保存法改正により今年度より、PDFでサーバに保管している書類が一定数存在する。指定されればPCで閲覧していただくことはもちろんできるが、5年分の全ての書類を閲覧したいと言われると相当な時間がかかるので、全てではなく、○月×日のこの分、など、一部のみを確認するようにしてほしい。
- とにかく調査の際に「紙」に出さずに済むような方法で行っていただきたい。
- 毎年の提出をデジタルにすればお互いに楽だと思います。デジタル庁にかけあっていただきたいです。
- 2-⑪に記載。◆提出書類について：提出書類のフォーマット（Excel）や提出書類の所定フォーマット（Word）の書式設定で、ページまたぎの場合に表の中に表があって罫線指定を修正しづらいものがある。提出書類の所定フォーマット文書のフォントをユニバーサルデザインフォントにしてほしい。Excelの合計値などがあるフォーマットはあらかじめ計算式を入れて欲しい。所定フォーマット文書のバージョンは最新にしてほしい。◆提出書類作成：e-TAXなどの書類の自動生成システム同様、同じところに値を入れていくと書類が作成できる仕組みを作ってほしい。毎年提出している書類があるので、そこを活かすことはできないのか。

5 調査内容の開示についての意見

- 調査において申請内容に問題があることを理由に、調査員の判断により、その場で申請の取下げを執拗に求めることを禁じてほしい。当団体では、2回ほどその判断を覆させた経験がある。
- 審査担当者によって表記の記入に差異を指摘されることがあるが、通常修正や次回更新時に修正を求められる程度で特に問題はありません。
- 「何をチェックするのか」が全国的に見える化されるとありがたいです。自治体や担当者によるブレは準備のうえでつらいです。
- 団体によって調査等の見方の厳しさ、甘さが異なるのではないかと感じる部分があった。規模が小さい団体が認定申請の際に不利益を受けるとか、相手によって対応が異なることがあるとすれば問題があると思います。
- 民間企業／会社の監査と同等かそれ以上の項目調査は、NPO法の趣旨や健全育成を図る点で疑問です。
- 認定が認められなかった団体の調査をしていただき、どんな要件でなぜ認められなかつたのかを団体名は隠す形で公表していただきたい。都道府県・政令指定都市であまりにも基準に違いがあるのではないかと思っており、そのあたりもぜひ調査結果を共有いただきたいです。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 調査に要するほとんどの時間が、認定基準に満たしているかのチェックでした。法人の事業内容や社会貢献度等の内容の聞き取りはほとんどなかったので、もう少しヒアリングの時間があってよいのではと感じました。
- 全てを明確にすれば不備で取り消しになる団体もないのではないかと思う。できれば全国統一にする。
- 所轄庁によって認定の審査が異なっているように感じます。統一してほしい！
- 「非営利活動を活発にする」ことが目的だと思っているが、あまりに詳細な点までたくさんの調査ポイントがありすぎて逆効果ではないか？今のままだと、認定を目指す団体は増えるはずはないと思える。

6 専門家など相談する先が欲しい

- 書類の作成にも専門的な知識が必要なので、作成しているタイミングで気軽に相談・質問できる場所があるとよいと思いました。
- 初回申請時より、厳しくなっている。4年前は指摘されなかつた内容を指摘された。NPO運営、経理に詳しい相談できる税理士、弁護士、団体のサポートなくしてはもう無理。
- 事務局長が代替わりをし、認定の更新申請をこれから経験します。今後申請書を作成する中で合っているのか、間違っているのか、わからないことが出てくると予想します。その際の相談相手が欲しいです。

- 講習会、相談会を開催して欲しい。

7 その他（上記以外）

- 2回目の認定更新が昨年度末に終わったが、実地調査の事前連絡や当日の流れなど、段取りよくいったと思う。見やすいように、わかりやすく整えておくことが大事だと思った。
- 紛失など備え置き書類の不備の対応
- 自団体で制作しているものは寄附のお礼として認めてほしい。

4. 今後の認定NPO法人制度について望むこと

- 4-①：認定NPO法人になったことで、認定を受ける前と比較して寄付は増えましたか？
(概ね認定を受ける前の3年間の平均と比べてください。)

寄付が増えたか

